

2017年9月1日、新たな原料原産地表示制度がスタート！

9月1日、食品表示法の食品表示基準が改正され、国産の全ての加工食品の1番多い原材料について原料原産地表示が義務付けられました。

移行期限は2022年3月末です。農産物漬物など、今まで一部の加工食品にのみ義務付けられていた原料原産地表示が、約5年をかけて拡大していきます。今回は、この新しい制度について解説します。



1

なぜ、加工食品の原料原産地表示が義務化されたのですか？

原材料調達先の多様化及びグローバル化に伴い、原料原産地表示が重要視されるようになったことや、加工食品に表示されている産地が原料の原産地なのか、製造地なのか明確でないといった消費者の意見を反映して、加工食品の原料原産地表示が義務化されることになりました。

お答えします



2

加工食品の原料原産地はどこに表示されるのですか？

「原料原産地名」欄を設けて表示する方法のほか、「原材料名」が表示されている場所に原産地が記載されています。原材料は量の多い順に記載されているため、原材料名の最初にくる原材料について原産地が表示されます。なお、外食やお店で調理された食品は対象外になります。

お答えします



例

名 称	あじの開き
原 材 料 名	あじ、食塩
原料原産地名	インドネシア(あじ)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産)、豚脂肪、...



3

1番多い原材料以外には原材料の産地は表示されないのですか？

1番多い原材料以外に産地を表示する義務はありませんが、2番目以降の原材料についても、食品メーカー等の自主的な取組として産地の表示をすることが望ましいと考えられています。

お答えします



4

輸入した加工食品には原材料の産地は表示されるのですか？

輸入した加工食品には原材料の産地を表示する義務はありません。なお、現在も、輸入した加工食品には、その商品がどこの国から輸入されたものかを示す「原産国名」が表示されています。

お答えします



新制度ではこんな表示に変わります(原則)

1 国別重量順表示 ~1番多い原材料が生鮮食品の場合~

1番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名を表示します。

産地が1か国の場合 → (例)原材料名 豚肉(国産)

産地が2か国の場合 → (例)原材料名 豚肉(国産、アメリカ産)

産地が3か国以上の場合 → (例)原材料名 豚肉(国産、アメリカ産、その他)

チェック

この原材料の豚肉は、「国産とアメリカ産の両方を混ぜて使用し、国産の方が量が多い」ことを意味しています。

チェック

原材料の原産地が3か国以上ある場合、3か国目以降は「その他」とまとめて表示することもあります。

2 製造地表示 ~1番多い原材料が加工食品の場合~

1番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を表示します。ただし、1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合は、その産地を表示することもできます。

名 称	干しそば
原材料名	そば粉(国内製造)、小麦粉、食塩

チェック

そば粉の原料となるそばの実が国産という意味ではありません。

その他、こんな表示もあります(例外)

例外の表示をする場合、食品事業者は根拠書類の保管をする必要があります。

1 ^{また}又は表示

原産地として使用の可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつなぎ、過去の使用実績等に基づいて表示する方法です。産地の切替え等のたびに容器包装の変更が生じるなど、国別重量順表示が困難な場合に一定の要件を満たすものに限り、例外的に認められます。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又はアメリカ産)、豚脂肪、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

チェック

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨が表示されます。

2 ^{おおく}大括り表示

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。この場合、国内の原材料は使用されていません。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(輸入)、豚脂肪、...

3 ^{おおく}大括り表示 + ^{また}又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

チェック

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。過去の使用実績等では、「輸入」でまとめた外国の産地の合計が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

ご意見・ご感想
お問合せは
こちらまで

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
電話: 027-226-2425 FAX: 027-221-3292
E-mail: shokuseika@pref.gunma.lg.jp

